



我孫子市宿泊施設の利用によるテレワーク促進補助金制度

我孫子市宿泊施設の利用によるテレワーク促進補助金制度（令和2年5月1日施行）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、テレワークの推進が強く求められる中、様々な事情により自宅での勤務が難しい市民を支援しテレワークを推進するため、市内の宿泊施設を利用し、テレワークを行った者に対し、宿泊施設利用料金の一部を補助するものです。

利用期間：令和2年4月7日（火）から令和2年6月30日（火）まで

補助額：市内宿泊施設の利用料の2分の1（1回の利用につき上限2,000円）

補助対象者：テレワークを行った日及び申請日時点において本市の住民基本台帳に記録があること

利用方法：テレワークプランを設けている市内の宿泊施設を予約・利用し、後日、補助金交付申請書（様式第1号）に領収書等を添付したものを企業立地推進課に提出する。なお、窓口等での接触を避けるため、原則、郵送での申請をお願いしています。

【テレワークプラン実施施設】

●ホテルマークワン アビコ（我孫子市柴崎台 1-9-14）

電話：04-7186-1717

●ビジネス旅館 布佐（我孫子市布佐 2281-1）

電話：04-7189-2196

●テレワークオフィスタカ（民泊事業者・我孫子市高野山 3-104）

【問い合わせ】

我孫子市環境経済部企業立地推進課

担当 鈴木・宮澤

☎ 04-7185-2214